

第2次宮若市人権教育・啓発基本計画



令和4年1月

宮若市・宮若市教育委員会

はじめに

21世紀は「人権の世紀」と呼ばれて久しく、本市では、2014（平成24）年に「宮若市人権教育・啓発基本計画」を策定し、「人権尊重社会の構築」を基本目標に掲げ、人権教育・啓発を推進してまいりました。この間、人権に関する法整備等が進められ、市民の皆様のご理解とご協力により、人権問題に関する認識が深まってきたことは一定の成果であると感じております。

国際社会では、2030（令和12）年までに達成すべき17の目標として「誰一人取り残さない」という視点を取り入れたSDGs（持続可能な開発目標）を掲げ、その取組が進められています。

しかしながら、依然として、家庭や地域、学校、職場など、私たちの身の回りでは、部落差別をはじめ女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する偏見や差別が起きていることに加え、インターネットの匿名性による誹謗中傷や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って起きた偏見や差別など、人権に関する問題は深刻さを増している状況です。

また、2021（令和3）年の夏には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、ジェンダー平等や性の多様性など様々な人権問題に焦点が当てられ、人権意識の高まりとともにその重要性が再認識されました。

本市では、これら人権を取り巻く状況の変化を踏まえて必要な見直しを行うとともに、2020（令和2）年に実施した「宮若市人権に関する市民意識調査」の結果から、現状と課題の分析等を踏まえ「第2次宮若市人権教育・啓発基本計画」を策定いたしました。

この計画では、引き続き「人権尊重社会の構築」を基本目標に掲げ、市民と行政、学校、地域社会が一体となって、すべての人の人権が尊重される共生社会の実現を目指して、人権教育・啓発の取組をさらに積極的に進めてまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました宮若市人権教育・啓発基本計画策定委員会の皆様、市民意識調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

令和4年1月

宮若市長 有吉 哲信

目 次

頁

I	基本計画策定の趣旨	1
1	背景	1
	(1) 世界の動向と取組	1
	(2) 国の動向と取組	2
	(3) 福岡県の動向と取組	3
	(4) 宮若市の動向と取組	3
2	趣旨	8
	(1) 基本計画の趣旨	8
	(2) 基本計画の期間	9
3	「宮若市人権に関する市民意識調査」報告書から見えてくる課題	10
	(1) 調査の概要	10
	(2) 人権に対する認識及び人権侵害の経験	10
	(3) さまざまな人権課題に関する意識	12
	(4) 人権課題の解決のための施策	13
II	基本計画の目標と体系	14
1	基本計画の目標	14
2	基本的な方向	14
	(1) 身近な問題としての人権教育・啓発の推進	14
	(2) 市民参画による人権教育・啓発の推進	15
	(3) 多様性を認め自己実現へつながる人権教育・啓発の推進	15
3	施策の体系	16
III	さまざまな分野における人権問題の課題と施策	18
○	部落差別に関する問題（同和問題）	18
○	女性の人権に関する問題	20
○	子どもの人権に関する問題	22
○	高齢者の人権に関する問題	24
○	障がいのある人の人権に関する問題	26
○	外国人の人権に関する問題	28
○	インターネットによる人権侵害の問題	30
○	性的少数者の人権に関する問題	32
○	感染症患者等の人権に関する問題	34
○	さまざまな人権問題	36
IV	基本計画の総合的な推進	38

資料

1	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	40
2	部落差別の解消の推進に関する法律	42
3	福岡県部落差別の解消の推進に関する条例	43
4	宮若市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例	45
5	計画策定の経過	46
6	第2次宮若市人権教育・啓発基本計画策定要領	48
7	宮若市人権教育・啓発基本計画策定委員	49
8	宮若市人権教育・啓発推進本部	50
9	用語解説	52
10	人権に関する国内外の主な動き(年表)	59
11	宮若市人権に関する市民意識調査	66

◆ 本文中の※で示す語句については巻末資料「用語解説」に記載しています。

【表紙の写真】

人権の花 ひまわり

太陽に向かって咲くこと、花言葉「あなただけを見つめる」「あなたはすばらしい」が人権のイメージに合うことなどから、福岡県人権啓発活動ネットワーク協議会では「ひまわり」を「人権の花」と位置付け、栽培を通じて協力することの大切さや命の尊さを学び、優しい思いやりの心を育てることを目的に、「人権の花運動」に取り組んでいます。宮若市においても、小学生を対象に「人権の花運動」を実施しています。

稲光地区の秋のひまわり

稲光農村保全会（稲光自治会）が平成20年から稲刈り後の田んぼに植えている緑肥用のひまわり。小さなサイズのひまわりで、開花までが早く、見頃が長く続くのが特徴です。

I 基本計画策定の趣旨

1 背景

(1) 世界の動向と取組

国際連合（以下「国連」という）は、1948（昭和23）年に「世界人権宣言」を採択し、その第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と表明しました。

その後、国連は世界人権宣言の精神の実現をめざして、1966（昭和41）年に「国際人権規約」をはじめ、差別の解消を目的としたさまざまな条約や宣言を決議しました。世界的には、1970年代以降に国際婦人年・国際児童年・国際障害者年などのそれぞれの人権課題に対して、国家を超えた最重要課題として政策に盛り込むなど、大きな努力を積み重ねています。

しかし、その後も、人権・民族・宗教等の対立に起因する地域紛争・テロを憂慮し、迫害によって尊い人命が奪われ、人権が侵害されている状況が続いていることなどを受けて、国連は1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を、「人権教育のための国連10年」とすることを決議しました。

2004（平成16）年、「人権教育のための国連10年」の行動計画期間が終了することから、「人権教育のための世界プログラム」が採択され、効果的な人権教育を継続して実施していくために、2005（平成17）年からの重点領域を定めた行動計画「人権教育のための世界計画」が策定されました。このプログラムは、数年ごとの段階（フェーズ）を決め、その段階ごとに重点領域を定め行動計画を策定するものであり、2020（令和2）年から2024（令和6）年の第4フェーズでは、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力を置くこととされています。

2015（平成27）年の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ[※]」が採択され、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs[※]）」が記載されました。前文において、地球上の「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現」することを掲げており、SDGsを構成する17の目標と169のターゲットには、根底に人権尊重の考えがあります。「人権教育のための世界計画」第4フェーズにおいては、SDGsの目標4-7と連携することを盛り込んでいます。

【SDGs 目標4-7】

2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ[※]、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする

(2) 国の動向と取組

国においては、すべての国民に基本的人権を保障する日本国憲法のもとで、国際人権規約をはじめとする人権関係の条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。

特に、部落差別に関する問題（同和問題）に関しては、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」を受けて、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、以後二度にわたる法の改正を経て、約33年間特別対策を実施してきました。また、1996（平成8）年の「地域改善対策協議会意見具申」では、「同和問題等さまざまな人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である」としています。

一方、国連で「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、1997（平成9）年にそれについての国内行動計画を策定しました。

さらに、1997（平成9）年に「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が法務省に設置され、その中で今後の人権施策は、人権教育・啓発の推進と人権侵害救済措置を両輪としていくとの見解が示されました。

これを受けて、国は2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という）を制定しました。この法律は、人権擁護推進審議会の答申を踏まえて、人権教育・啓発に関する理念、国・地方公共団体・国民の責務の明確化、基本計画の制定や年次報告などを主な内容としています。また、国はこの法律の中に規定された「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなくてはならない」（第7条）に基づき、2002（平成14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

その後も、人権に係る諸法律が制定され、2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）、2006（平成18）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）、2012（平成24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、また、2016（平成28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の、人権に関する三つの法律（人権3法）が施行されるなど、人権課題の解決に向けた法整備が進められています。

(3) 福岡県の動向と取組

福岡県においては、国の行動計画を受けて1998（平成10）年に「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を策定しました。続いて、人権教育・啓発推進法の規定である「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第5条）に基づき、2003（平成15）年に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しました。

その後、情報化や国際化に伴う社会状況の変化や、2016（平成28）年に実施した「人権問題に関する県民意識調査」の調査結果を踏まえ、2018（平成30）年には「福岡県人権教育・啓発基本指針」が改定され、2019（平成31）年には「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されました。この新たな指針や条例に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない心豊かな社会の実現を目指しています。

学校教育の分野では、人権教育教材『かがやき』を活用した取組などを体系化した「福岡県人権教育推進プラン～学校教育における人権教育～」を2009（平成21）年に策定し、実践を積み重ねています。さらに、人権教育を充実させるために『あおぞら』を2011（平成23）年に作成し、近年顕在化している課題も含めた、個別的な人権課題に関する知的理解を深め、豊かな人権感覚を育成するための『あおぞら2』を2018（平成30）年に作成しています。

(4) 宮若市の動向と取組

2006（平成18）年2月の合併以前の旧町においては、「同和教育基本方針」・「同和教育総合計画」・「同和教育5か年計画」が策定され、計画に基づく取組がなされてきました。また、地域の実情を把握するために、同和問題意識調査を実施しています。

宮若市は、2008（平成20）年度から2017（平成29）年度の10年を計画期間とする「第1次宮若市総合計画」を策定し、施策の大綱の一つに「人権尊重社会の構築」を設定し、「人権教育・啓発活動の推進」「人権相談の充実」や「男女共同参画社会の充実及び啓発・学習活動の推進」の主要事業を進めてきました。障がいのある人・高齢者・子どもに関する課題解決に向けた本市の計画としては、2007（平成19）年度に「宮若市障がい者計画・障がい福祉計画」を、2008（平成20）年度に「宮若市老人福祉計画」を、2009（平成21）年度に「宮若市次世代育成支援後期行動計画」を、また、2010（平成22）年度には「宮若市男女共同参画基本計画」を策定し、2011（平成23）年には、すべての人の人権が尊重され、つながりをもち共にいけることができる人権尊重社会の実現のために、さまざまな人権問題に対する、本市のすべての人権施策の基本となる「宮若市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。また、2020（令和2）年には、「宮若市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を制定し、人権に対する理念を定めています。

各種計画は、実績と課題を踏まえてそれぞれの見直し時期に応じた改定を順次行っており、

市の最上位計画である「第2次宮若市総合計画」は、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度の10年間を計画期間として、目指すべきまちの将来像「ひと・みどり・産業が輝くふるさと宮若」を実現するべく、「市民・地域・産業が賑わう住みよいまちを目指して」をまちづくりの基本目標と定めています。「第2次宮若市総合計画」においても、「人権尊重社会の構築」を施策の大綱とし、「人権教育・啓発、人権擁護活動の推進〈人権に対する意識を高める〉」、「男女共同参画の推進〈男女共同参画意識を啓発する〉」の施策に取り組んでいます。

個別計画では、「宮若市障がい者計画・障がい福祉計画」は2018（平成30）年度から2023（令和5）年度を計画期間とし、「宮若市老人福祉計画」は「宮若市高齢者福祉計画」と名称を変更し、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度を計画期間として取組を進めています。また、「宮若市次世代育成支援後期行動計画」は「宮若市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成行動計画分）」として2020（令和2）年度から2024（令和6）年度を計画期間とし、「男女共同参画基本計画」は2018（平成30）年度から2027（令和9）年度を計画期間とし、それぞれの計画に基づいて施策を進めています。

今回の第2次基本計画を策定するにあたり、前回の策定時と同様に、庁内体制として人権教育・啓発推進本部、ならびに市民参画による人権教育・啓発基本計画策定委員会を組織しました。そして、2010（平成22）年度に実施した調査と人権問題に関する実情を比較するため、2020（令和2）年度に市民2,000人を対象とした人権に関する市民意識調査を実施し、本計画策定の基礎資料としています。

社会教育における人権教育・啓発活動では、小中学生が描いたポスターを用いた人権啓発カレンダーや、宮若市・鞍手町・小竹町の合同で企画作成している人権に関する啓発冊子『みんなのしあわせのために』を各家庭に配布しており、毎年、異なるテーマを設定し、様々な人権課題に関する人権啓発を行っています。

人権啓発冊子一覧

年 度	タイトル	テーマ
2012(平成24)	「そうなんだ！」～正しい理解でみんなが笑顔に～	さまざまな慣わし
2013(平成25)	「こんなとき、どうする？」	いじめ・虐待・引きこもり
2014(平成26)	「ありのままの自分で生きる」性的マイノリティの人権	性的少数者
2015(平成27)	「『違い』を超えて」外国人の人権	外国人の人権
2016(平成28)	「わたしにもできること」「障がい」のないまちをつくるために	障がいのある人の人権
2017(平成29)	「もう一度かんがえよう」いのちの大切さ・思いやりの心	インターネット上の人権
2018(平成30)	「人権ってなんだろう？」	女性・子ども・高齢者の人権
2019(令和1)	「もっとパラリンピックを知ろう!!」	パラリンピック
2020(令和2)	「差別ってなに？」	新型コロナウイルス感染症に関わる差別と偏見

このほか、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人などの人権問題に関する講演会や研修会などを、2018（平成30）年に策定した「第2次生涯学習基本計画」にも位置付けて取り組んでいます。講演会は7月の福岡県同和問題啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて開催しています。講演会については、人権問題について様々な世代に考えてもらうきっかけとなるよう、ミュージカルや演奏を交えた形式など、親しみやすい表現方法を取り入れながら開催しています。

各講演会においては、各課から参加した職員がその講演内容を持ち帰り、課内において内容の共有を図ることで、行政職員の研修の一環として活用しています。

人権啓発講演会一覧

年 度	タイトル
2012(平成24)	おばあちゃんとヒューマノイドとぼくら（ミュージカル）
	障がいと命～みなさんへ伝えたいこと～（講演）
2013(平成25)	いのちと夢のコンサート（演奏、講演）
	土井ホームの子どもたち～希望と回復の物語～（講演）
2014(平成26)	子どもや家庭のSOS聞こえていますか？（講演）
	人が守られるまちづくりをめざして～差別をなくす心の醸成～（講演）
2015(平成27)	心温まる話を伝えたい（講演）
	人権の根っこを見据えて～同和对策審議会答申から50年の節目に～（講演）
2016(平成28)	性はグラデーション（講演）
	障害のある人の権利擁護と差別・不適切な対応の防止（講演）
2017(平成29)	人権文化ゆたかなまちづくり（講演）
	同和問題の現状と解決への展望～部落差別解消推進法施行を機に改めて考える～（講演）
2018(平成30)	ちょっと心をかしてくれませんか（演奏、講演）
	「孤立・孤独社会」の到来と「子どもの貧困」「五重の排除」（講演）
2019(令和1)	音楽で学ぶ人権・部落問題学習（演奏、講演）
	最近の悪質・陰湿な部落差別の実態から誕生した部落差別解消法を通して皆様に期待するもの（講演）
2020(令和2)	※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催中止。

※ タイトル上段が7月の福岡県同和問題啓発強調月間、下段が12月の人権週間での開催

また、身近な生活の中にある差別に気付き、お互いの人権が尊重される明るい地域づくりを推進するとともに、あらゆる差別の解消に努めることを目的に人権問題地域懇談会を開催しています。会場を旧小学校区 10 か所（宮田地区 5 か所、若宮地区 5 か所）とし、それぞれ別日程で開催することで、より多くの地域の方々が参加できるよう実施しています。この地域懇談会は、行政職員の研修の場としても位置付けており、市職員としての自覚をもって参加すべく各会場に配置を行い、全ての職員が毎年 1 回必ず人権に関する研修を受けることができるよう取り組んでいます。

人権問題地域懇談会一覧

年 度	タイトル
2012(平成24)	【宮田地区】 「今のこどもは…。」という前に
	【若宮地区】 講演会&マジックショー
2013(平成25)	【宮田地区】 オカリナ演奏と語り歌い継がれるメロディー・いのちのうた
	【若宮地区】 私の出会った日本のかたち・日本のこころ
2014(平成26)	【宮田地区】 傷つける言葉、勇気づける言葉
	【若宮地区】 オカリナ演奏と語り歌い継がれるメロディー・いのちのうた
2015(平成27)	【宮田地区】 医療現場から見た高齢者の栄養管理と理学療法士
	【若宮地区】 傷つける言葉、勇気づける言葉
2016(平成28)	【宮田地区】 子どもたちの居場所づくりに関わって
	【若宮地区】 医療現場から見た高齢者の栄養管理と理学療法士
2017(平成29)	【宮田地区】 一人一人がオリジナル
	【若宮地区】 子どもたちの居場所づくりに関わって
2018(平成30)	【宮田地区】 ヒト×モノ×コトで生まれた詩と物語
	【若宮地区】 一人一人がオリジナル
2019(令和1)	【宮田地区】 LGBTを知っていますか？
	【若宮地区】 ヒト×モノ×コトで生まれた詩と物語
2020(令和2)	※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催中止。

学校教育では、児童生徒の人権尊重の精神の育成と学力と進路の保障のために、学校の教育活動全体を通じて、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」に取り組み、一人ひとりの児童生徒が、自分が大切にされていると実感できる学校づくりを推進しています。学習活動としては、「人権課題当事者」や「人権課題の解決に取り組む人」との出会い等を通して、子どもたち、そして共に学ぶ教職員自身の心にひびく実践を目指しています。また、児童生徒の人権を保障するための具体的な視点をまとめた「人権が尊重される授業づくり10の視点」、「人権が尊重される環境づくり10の視点」（北九州教育事務所）を活用し、教職員自らが人権教育の視点で、日常の教育活動を見直すこと等にも取り組んできました。

一方で、子どもの教育に携わり、生活を共にする教職員だからこそ、人権に関する知的理解を深め、より確かな人権感覚を身につけるために自己研鑽を続けることが大切です。そのため、各学校内での「自らの」教育実践を基にした職員研修会のほか、宮若市人権・同和教育研究協議会が開催する人権教育実践交流会や課題別研修会、県内外で行われる様々な人権教育に関する研修の場に積極的に参画しています。

2 趣旨

(1) 基本計画の趣旨

宮若市では、「宮若市人権教育・啓発基本計画」策定後、関係各課が連携した全庁的な施策の中で、人権教育・啓発事業に取り組んできました。前回（H22 調査）と今回（R2 調査）の調査結果を比較すると、身近な所で人権侵害を受けたと認識している割合が増加しており、部落差別に関する問題（同和問題）をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人・感染症患者等などのさまざまな人権が侵害されている現実が見受けられます。さらに、情報化社会におけるインターネットの匿名性による誹謗中傷、性的少数者の人権など、新しい人権課題への関心の高まりも見受けられます。本基本計画は、これらの問題を解決し、すべての人の人権が尊重され、つながりをもち共に生きることができる、持続可能な人権尊重社会の実現のため、より効果的な人権教育・啓発に取り組むべく、これまでの本市の成果と課題を踏まえ、再構築を図るものです。

◆ 人権とは

本計画で述べる人権とは、「人が生まれながらにもっている必要不可欠なさまざまな権利」のことであり、人が生きるために必要な生命や身体の自由の保障、法のもとでの平等などに関わる諸権利が含まれます。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利などが含まれています。このような一つの権利は、相互に不可分かつ補完する関係として連なっており、このような諸権利の全体を人権と呼ぶものとします。

◆ 人権教育・啓発とは

人権教育・啓発については、国の「人権教育・啓発推進法」の第2条に、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、および、それに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいう」と規定されています。

このことから、本計画における人権教育とは、基本的人権尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育および社会教育において行われる教育活動とします。また、人権啓発とは、人権尊重思想の普及・高揚を図ることを目的に、あらゆる場面で広く市民に対して行われる研修・情報提供・広報活動等のうち、人権教育を除いたものとします。

◆ 人権教育・啓発の推進のために

本市における人権教育・啓発の推進にあたっては、市民のさまざまな人権問題、固有の課題を踏まえた上で、「人が生まれながらにもっている必要不可欠なさまざまな権利」である人権について、市民があらゆる分野に関して相互理解を深めることが大切です。

無関心や、よく知らないために配慮に欠ける、偏見や差別を生むなどの現状があります。例えば、子どもの人権に関しては、環境や貧困、教育の問題が背景にあるなど、子どもを取り巻く様々な事象が複雑に関係しています。また、子ども・女性・高齢者・障がいのある人など、それぞれの分野に関する人権の問題も、それ単独ではなく、複数の要因が絡み合って発生しています。そのため、どれか一つの分野を知っておけばいい、解決すればいいというのではなく、誰もがそれぞれの問題や複合的な要因に対して正しく認識し、理解を深めることが、すべての人がいきいきと暮らすことのできる共生社会の実現に向けた第一歩であると言えます。

そして、市民と行政が、お互いの立場を踏まえつつ、共に主体性と責任をもって役割を分担し、人権課題の解決に取り組むという協働の発想が極めて重要であり、このことが、本市が進める基本的施策『市民協働・コミュニティ 市民とともに地域の課題解決に向けて取り組んでいく協働のまちづくり』につながっていきます。市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できるよう、誰もが輝く共同のまちづくりを進めることで、『人権尊重社会の構築』を目指します。

(2) 基本計画の期間

本市における人権教育・啓発の取組を総合的・効果的に推進する基本指針として、2022（令和4）年から2031（令和13）年を目標年度として、「第2次宮若市人権教育・啓発基本計画」を策定するものとします。また、各分野の施策の基本的な方針については、国内外の状況や福岡県の動向、総合計画に合わせて、必要な見直しを行います。

3 「宮若市人権に関する市民意識調査」結果から見えてくる課題

(1) 調査の概要

調査対象者	宮若市に居住する20歳以上の方 2,000人
有効回収率	30.4% (602通/1,975通)
抽出方法	住民基本台帳及び外国人登録台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年7月1日～8月31日

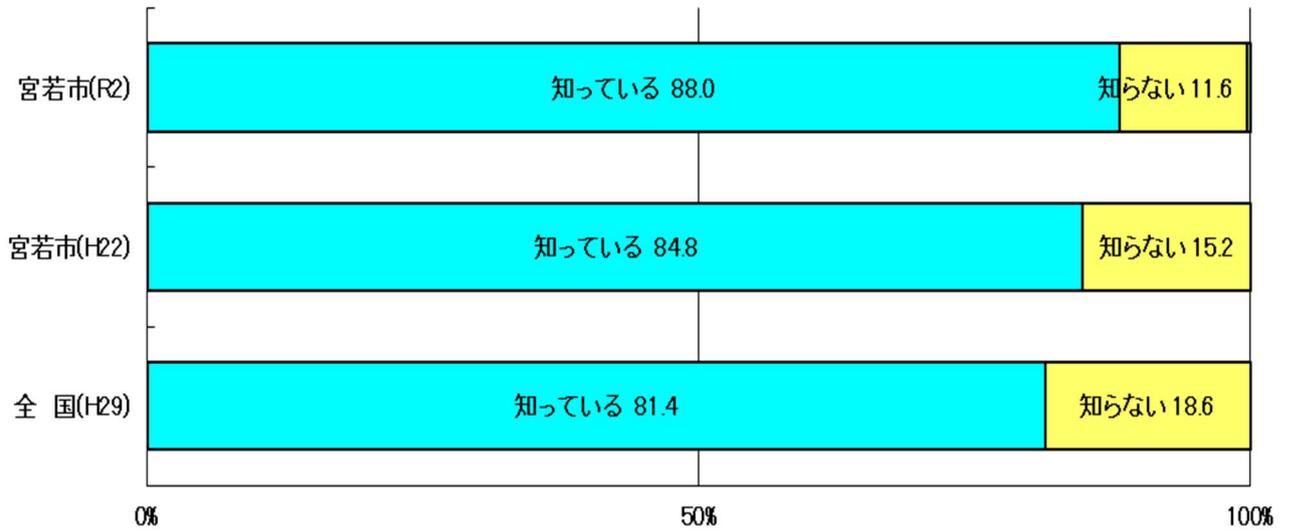
(2) 人権に対する認識及び人権侵害の経験

基本的人権は憲法で保障されていることを知っている人の割合について、「知っている」88.0%、「知らない」11.6%との調査結果を得ています。これは、2010（平成22）年に行った前回調査において得られた、「知っている」84.8%に対し3.2ポイントの増加、「知らない」15.6%に対し3.6ポイントの減少となっており、本市の人権教育や啓発の成果と考えられます。

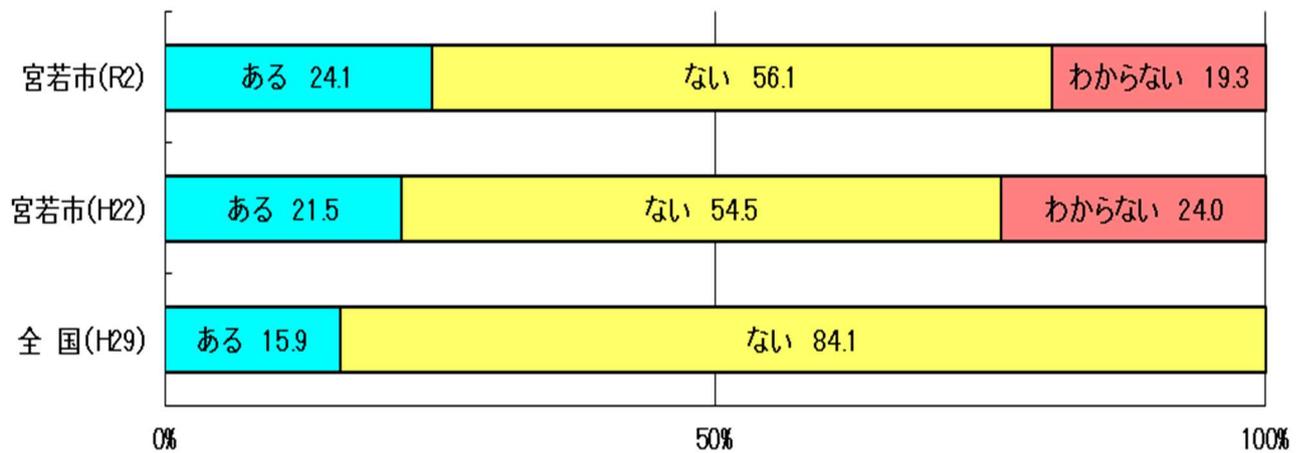
また、自分自身の人権侵害の経験については、「ある」の割合が24.1%、「わからない」の割合が19.3%となっています。前回調査に対し、「ある」の割合は3.2ポイントの増加、「わからない」の割合は3.6ポイントの減少となったことから、経験が「ある」と回答した割合が、「わからない」の割合を上回るという変化が見られました。人権侵害を受けた内容は、「あらぬうわさ、悪口、かげ口」、「名誉や信用を傷つけられた、侮辱を受けた」、「職場での不当な待遇」で高い割合を示し、「職場での不当な待遇」についての割合は、前回調査より15.6ポイントの大幅な増加となっています。これらのことから、日々の生活の中で直面する身近な人権課題に対する、人権侵害の認識の高まりが示されていると考えられます。

しかしながら、自由意見の中には「様々な種類の問題があり、人権問題はなくならないと思います。一人ひとりの思いやりしかありません」というものや、「人権問題は根深いものがあり、時間をかけて自己啓発に努めなければならないと思う」などが見られました。一人ひとりの人権意識や関心のある分野も様々であり、基本的人権に対する理解や対策を継続的に進めていくことが求められていることを示しています。

問1 基本的人権は憲法で保障されていることを知っていますか。



問2 今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。



(3) さまざまな人権課題に関する意識

さまざまな人権課題として取り上げた設問の中で、同和問題に対する関心は23.8%の割合を示しています。また、同和問題の中で結婚のときに差別が生じているとする割合は52.5%を示しています。前回調査の割合と比較しても、どちらも1ポイント未満の増減となり、同和問題に対する関心は一定の水準で保たれていることがわかります。

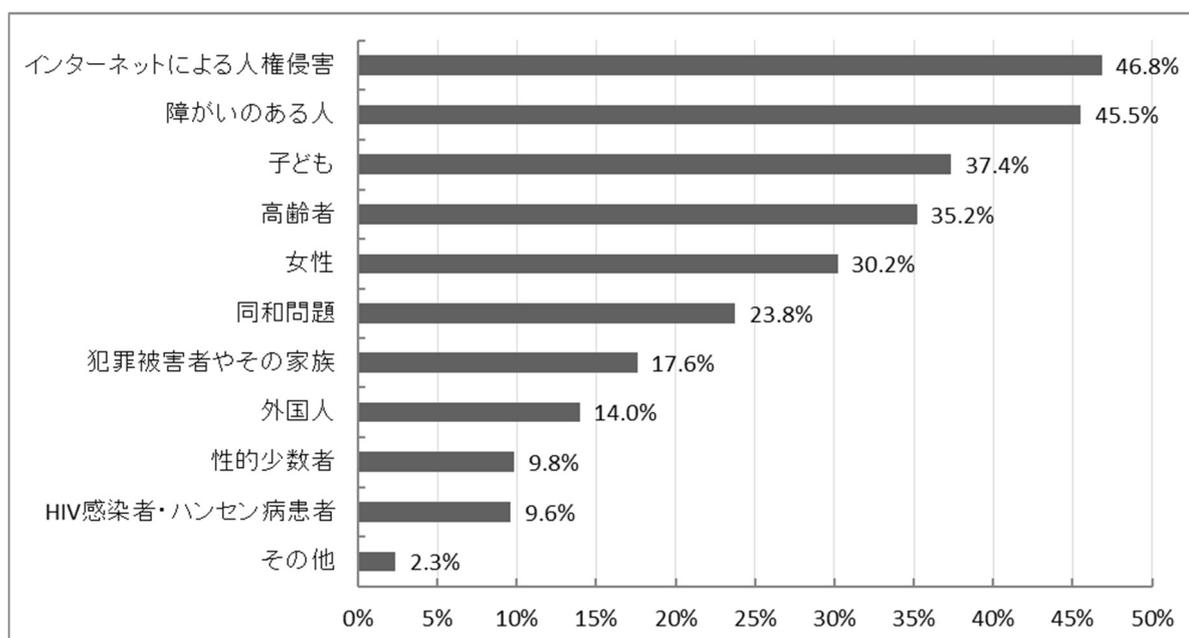
しかしながら、自由意見を見てみると、「部落差別問題は既に解消している」という誤った認識や、「特別な支援がなされることで差別につながっている」、「同和問題を知ってしまったことで差別意識が芽生えてしまった」などの意見が見られます。現在も確かに存在する、部落差別に関する問題の現状や、施策への正しい理解を深めていくことが求められています。

女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人に関する問題は、高齢者に対する関心を示す割合において8.0ポイントの減少が見られたものの、その他の項目においては、前回調査との比較差が5ポイント以内の近い数値を示しています。

インターネットに関する人権上の問題については、前回調査に対し26ポイントの大幅な増加となり、最も関心の高い人権課題となっています。インターネットの匿名性による誹謗中傷などが、SNS*などの普及により身近な人権課題として顕在化したこと、メディアで取りあげられる機会が増えたことなどが要因と考えられます。

さまざまな人権問題に対し、どのような問題が発生しているかの設問に対して、「特にない」「わからない」を選択する傾向も見受けられるため、無理解・無関心である層に対し、正しい知識を得る機会や、関心を持つきっかけを作ることが求められています。

問4 さまざまな人権問題について、関心があるものはどれですか。(複数回答可)



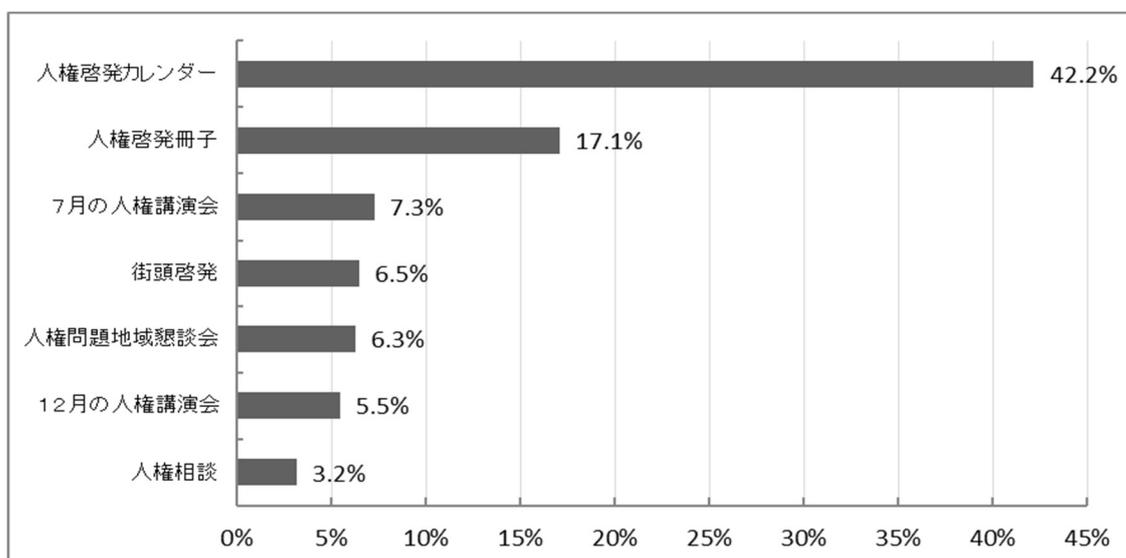
(4) 人権課題の解決のための施策

本市の取り組んでいる啓発活動において、人権カレンダーについての認識の割合が42.2%で、前回調査より4.9ポイントの増加、人権啓発冊子については17.1%で6.1ポイントの減少となり、講演会や地域懇談会などその他の啓発活動の認識は10%未満という厳しい回答率となりました。講演会などへの不参加の理由は、「知らなかった」が18.6%（前回調査27.9%）、「関心がない」が13.6%（前回調査29.6%）であり、年齢的な傾向では、若年層において「知らなかった」と回答する割合が高い傾向が見られました。

啓発冊子やカレンダー、講演会などの内容についての設問では、「今のまま」でよいとの割合が高く、本市が内容の工夫を続け取り組んできたことの成果が示されていると考えられます。また、「地域のつながりが薄いと思う」「互いに支えあいながら生きていける宮若市であってほしい」という自由意見から、地域の人と人とのつながりが薄れていることがうかがえ、人権が尊重される社会の実現のためには、社会全体で取り組む必要があります。

人権教育・啓発の充実に向け、市民参画の視点を踏まえた上で、情報化社会における適切な情報提供のあり方や、すべての世代の市民参加を促進するための方策について、十分に検討していくことが求められています。児童・生徒に対しては、学校教育における人権問題に関する実践的・体験的な学習を通じて、人権意識を高めていくことが不可欠です。そしてその実践を担う学校教職員に対しては、特に若年層の教職員について、人権問題への理解・認識を深める学習機会を提供することが求められています。行政と学校、地域が連携した、より効果的な人権問題学習機会の提供と実践が求められています。

問 21 人権問題解決のための取組を見たり読んだり参加したりしたことがありますか。



Ⅱ 基本計画の目標と体系

1 基本計画の目標

すべての人の人権が尊重され共に生きることができる社会の構築を目指し、基本計画の目標を次のとおり定めます。

人権尊重社会の構築

2 基本的な方向

目標である「人権尊重社会の構築」の実現のため、施策の基本的な方向を以下のとおり掲げます。

(1) 身近な問題としての人権教育・啓発の推進

意識調査の結果を見ると、「基本的人権」の認知度は高く、また「あらぬうわさ、悪口、かげ口などをいわれた」「名誉などを傷つけられた」「職場での不当な待遇」といった身近な人権侵害の経験を有する市民が少なからず存在することがわかりました。また、インターネットによる人権侵害、障がいのある人などの人権問題への関心が高く、高齢者・女性・子どもへのいじめ・虐待など、人権問題が身近な問題として市民に捉えられています。その一方で、部落差別に関する問題（同和問題）については表面化しにくい面があり、特に「結婚への反対」の問題など、実態として解消されていない状況にあることがわかりました。このように、人権問題は身近な問題であるだけでなく、市民生活のあらゆる場面で適切な対応が求められる問題であることから、市民の意識格差が大きいことへも配慮しながら人権教育・啓発を進めます。

(2) 市民参画による人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会の実現のためには、社会全体で取り組む必要があります。市民一人ひとりが相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、差別をなくすための施策に協力しなければなりません。さらに、市民が人権問題に直面したときに、問題の解決に向けて適切な対応が図られるように、関係団体・機関の連携が必要となります。

このため、人権問題の解決へ向けて、日常的で継続した市民と行政の協働の取組を可能とする人権教育・啓発の推進を目指します。

(3) 多様性を認め自己実現へつながる人権教育・啓発の推進

私たちは自らの行動を意識し決定するとき、是非・可否・善悪などの二者択一の選択を行う場面が少なくありません。しかし、現実の社会は多面的な要素が幾重にも折り重なり、情報はメディアやインターネット、SNSなどを介し瞬時に伝達され、溢れ、混沌としています。生命を含め、あらゆる物の存在は多様性の中にあり、この中で自らの存在を維持しようとするならば、多様性について考えることを意識するような啓発活動が重要になります。

お互いの違いや、異なる考え方や生き方を認めることを基本に、すべての人が人間らしく生きる権利を有し、文化や価値観・個性の違いを認め、共に生きるという視点が大切です。さらに、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮でき、自分らしく生きたいという自己実現を可能にするための教育や、福祉・就労・社会参加などの機会を保障する環境づくりも必要です。多様性を尊重し共に生きることのできる、人権が尊重された社会の実現に向けた取組を目指します。

3 施策の体系

目標	基本的な方向	さまざまな分野における人権問題	各分野の施策の基本的な方針	
人権尊重社会の構築	教育・啓発	多様な市民の身近な問題を認め、自己実現の権利を教育・啓発の推進を通じて保障する	○ 部落差別に関する問題 (同和問題)	(1) 学校教育での推進 (2) 社会教育での推進 (3) 市民に対する啓発活動の推進 (4) 地域における啓発研修の支援 (5) 職場における啓発活動の推進
			○ 女性の人権に関する問題	(1) あらゆる機会をとらえた男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 (2) 就学前教育における男女共同参画意識の充実 (3) 学校教育における男女共同参画意識の充実 (4) 事業所に向けた男女共同参画についての啓発の推進 (5) DV(ドメスティック・バイオレンス)防止対策の推進
			○ 子どもの人権に関する問題	(1) 地域における子育て支援 (2) 乳幼児等の健康教育の推進 (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 (4) 子どもの安全確保 (5) 要保護児童への対応など、きめ細やかな取組の推進 (6) 初めて子育てを経験する親に対しての支援
			○ 高齢者の人権に関する問題	(1) 高齢者の人権に関する教育・啓発の推進 (2) 自立生活支援・生きがいづくり・社会参加の推進 (3) 高齢者との世代間交流の推進 (4) 安心して暮らせるまちづくりの推進 (5) 高齢者の権利擁護の推進
			○ 障がいのある人の人権に関する問題	(1) 障がいについての正しい理解と認識のための啓発活動の推進 (2) 障がいのある人の自立と社会参加の支援 (3) 特別支援教育の充実と相互理解の促進 (4) 障がいのある人の権利擁護と相談支援の充実
			○ 外国人の人権に関する問題	(1) 外国人に対する偏見・差別をなくすための、学校・家庭・地域が連携した人権意識の育成 (2) 多元的な文化や多様性を尊重する教育や啓発事業の推進 (3) 学校などにおける国際理解教育および外国籍を有する児童生徒への教育の推進 (4) 外国人への情報提供と相談体制の整備
			○ インターネットによる人権侵害の問題	(1) 個人のプライバシー等の人権に関する正しい知識を深めるための啓発活動 (2) インターネットなどを介した人権侵害への対応 (3) 教育活動の推進
			○ 性的少数者の人権に関する問題	(1) 社会教育における啓発の推進 (2) 学校教育における啓発の推進 (3) 相談支援体制の整備
			○ 感染症患者等の人権に関する問題	(1) 感染症についての正しい理解と認識のための啓発活動の推進 (2) 学校における教育の推進 (3) 感染症患者等の人権に配慮した相談・支援
			○ さまざまな人権問題	(1) 犯罪被害者等への理解促進 (2) その他の人権問題への教育・啓発の推進
総合的な推進			○ 全庁的な体制による推進 ○ 行政職員および教職員に対する人権研修 ○ 地域活動、各種団体および企業等が実施する人権研修の支援 ○ 人権関係機関・団体と連携・協同した取組の推進 ○ 施策の進行管理と評価改善	